

平成28年10月1日から、建築基準法に基づく

中間検査の『対象建築物』と『特定工程』が変わります。

基礎ぐい工事に係る問題の発生を受け、建築物の安全確保の観点から、中間検査の対象建築物及び特定工程の見直しを行い、中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を再指定する富士市告示（第165号）を平成28年8月5日に公布しました。

1 区 域
富士市全域

2 適用時期
平成28年10月1日以降に確認申請書・計画通知書を提出した建築物に適用されます。
なお、平成28年9月30日までに確認申請書・計画通知書を提出した建築物は従前（平成25年8月26日付、富士市告示第148号）のとおりです。

3 中間検査を行う建築物と特定工程

(1) 対象建築物

分 類	新告示（平成28年 富士市告示第165号）	旧告示からの変更点
1. 中規模以上の建築物	<u>階数が3以上のもの</u>	床面積の制限（1,000平方メートルを超えるもの）がなくなりました
2. 住宅等	一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿若しくは児童福祉施設等（入所する者が使用する寝室を有するものに限る。）又はこれらとその他の用途を併用するもの。ただし、床面積の合計が60平方メートル以下の増築又は改築を除く。	変更はありません

(2) 特定工程

分 類	新告示（平成28年 富士市告示第165号）	旧告示からの変更点
1. 中規模以上の建築物	① <u>基礎の配筋工事</u> ②建方工事等（構造種別による）	①の基礎の配筋工事を追加しました（※少なくとも2回の中間検査が必要となります）
2. 住宅等	①建方工事等（構造種別による）	変更はありません